



地域生活交通再編事業

**「第2期事業計画に対するパブリックコメント」結果報告
及び第2期事業計画（東部ルート試行運行及び南部ルート運行計画）**

亀山市の地域生活交通再編事業における第2期事業計画（**東部ルート試行運行及び南部ルートの運行**）についてパブリックコメントを実施しましたところ、皆さまから沢山のご意見をいただき、それらを踏まえ協議した結果、東部地域（主に川崎地区）及び南部地域（主に亀山南部、昼生地区）では、**別紙のとおりバスを運行することとなりました**。今後は、市が運行開始に向けて作業をすすめていきます。

なお、お寄せいただいたご意見と、それらに対する亀山市地域公共交通会議の考え方を公表するにあたり、意見提出者構成の集計結果や募集対象外意見の取扱い等で、通常のパブリックコメント手続きの考え方とは扱いが異なる内容も含まれますが、皆さまにより詳しく実施結果を知っていただくため、それらも含め公表します。

お寄せいただいた個別のご意見と、それらに対する考え方も含めました詳細な実施結果は、次の場所でご覧いただけます。

- ①市内各コミュニティセンター
- ②市産業建設部産業・観光振興室、関支所、総合保健福祉センターの各窓口
- ③市ホームページ（地域公共交通会議関連サイト）

詳しくは亀山市地域公共交通会議事務局へお問合せください。

【問合せ先】 亀山市地域公共交通会議事務局（市産業建設部産業・観光振興室内）

〒519-0195 亀山市本丸町577番地

電話 84-5049 FAX 82-9669

電子メール sangyou@city.kameyama.mie.jp

ホームページ <http://www.city.kameyama.mie.jp/guide/kotukaigi.html>

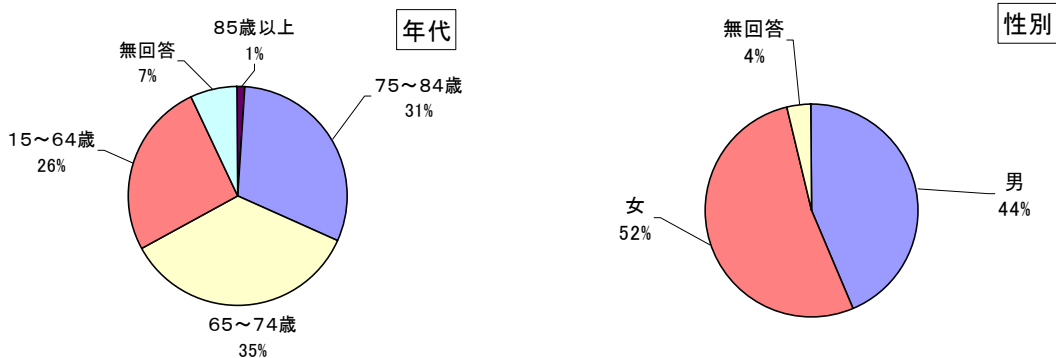
1. パブリックコメント実施方法等

対象者	市内在住・在勤の者及び当事業計画案に利害関係を有する者
実施期間	平成20年4月14日（月）～5月14日（水）
周知方法	市HPへの掲載、市広報への掲載 市役所、関支所及び総合保健福祉センターの各窓口での閲覧 市内各コミュニティセンターでの閲覧 沿線各自治会での各戸回覧（川崎地区、昼生地区、亀山地区の一部） 亀山市老人クラブ連合会の申出により沿線各老人クラブで回覧
提出方法	必要事項を記入し、持参、郵送、又はFAXにて提出（様式自由）
提出者	提出者数： 88人（無記名等の必要事項未記入を含む） 意見数： 170件（重複意見、募集対象外の意見を含む）

2. 提出者の構成

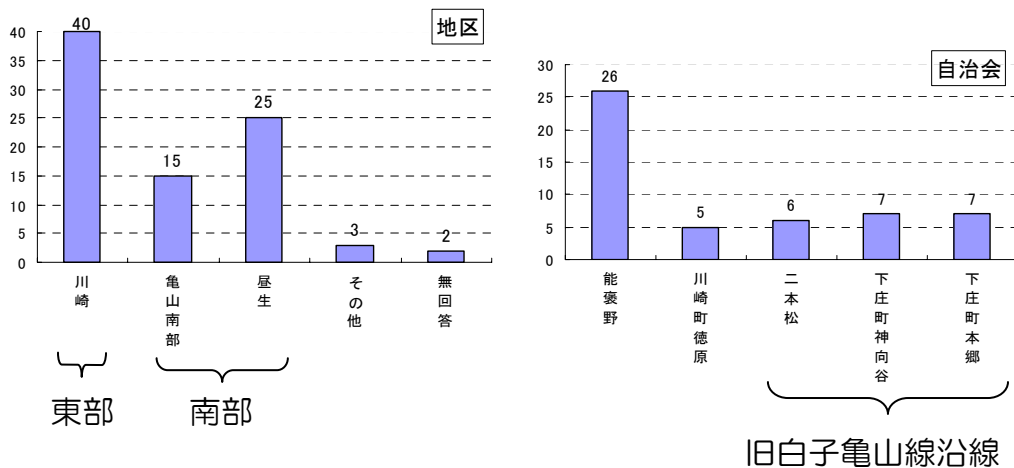
①. 年齢、性別

全体の約7割が高齢者で、うちほぼ半数が後期高齢者でした。性別は、女性が男性を若干上回っているものの概ね同数でした。



②. 居住地

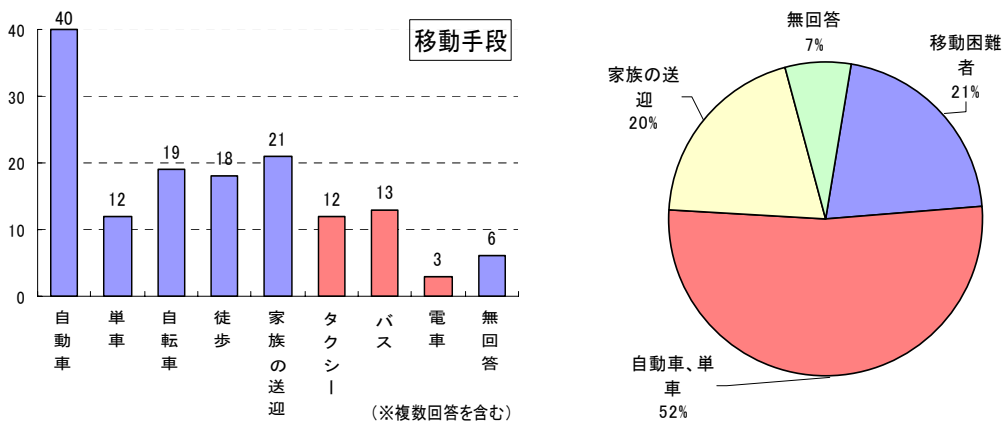
大半は東部ルート、南部ルート沿線からの提出で、ほぼ同数でした。また地区別にみると能褒野地区からの提出が特に多く、次いで下庄町神向谷地区、下庄町本郷地区でした。



③. 移動手段

半数以上が自立した移動手段を持つ者で、家族の送迎を含め、全体の約7割が自家用車等で日常的に移動をしている方からの提出でした。

一方、移動困難者と思われる方（自転車、徒歩、公共交通機関等での移動）は約2割でした。



3. お寄せいただいたご意見に対する考え方

(基本的な考え方について)

亀山市地域公共交通会議で協議し合意いたしました地域生活交通の再編方針に基づき、再編を進めていきます。再編の方針は次ページをご覧ください。

今回の再編では、**主に自家用車や二輪車での移動（同乗を含む）ができない移動困難者の、日常生活における最低限度の移動性を維持・確保していくことを目的としています。**

なお、本格運行後も、利用実態等を把握し、定期的な事業評価を通じた見直しを行っていくことで、より効率的で効果的な運行を目指します。

(意見、提案、要望への対応について)

お寄せいただいたご意見等には、出来る限り対応できるよう調整していきます。ただし、再編の方針から外れるもの、市内地域生活交通全体での利便性低下につながるもの、あまり利用が見込まれないもの、また、安全・円滑な運行上支障のあるものは、対応いたしかねます。

(これからの地域生活交通のあり方について)

今後も持続的に移動困難者の移動性を維持・確保していくには、地域が主体となって積極的にご利用いただくことが必要不可欠です。また、より効率的で効果的な運行を行うには、地域の皆さまが主体となり、運行を見守っていただくことが望ましいと考えています。地域の皆さまが「我がバス」という気持ちをお持ちいただき、ご利用いただくことを期待しています。

(その他)

- ・お寄せいただいたご意見には、今回の募集対象以外のご意見も含まれていました。これらに関しましては、回答はいたしません。内容を公表すると共に、市関連部局への情報提供をいたします。なお、地域生活交通の再編方針等に関するご意見につきましては、改めて亀山市地域公共交通会議としての考え方や方針をお知り頂くため、回答いたします。
- ・今回のパブリックコメント実施にあたっては、亀山市自治会連合会、亀山市老人クラブ連合会、亀山市地区コミュニティ連絡協議会にはPR等でご協力いただき、地域の皆さまから、非常に多くのご意見をいただきました。この結果は、ひとえに地域の皆さまの高い関心の表れであり、非常に頼もしく感じています。今回の路線が運行を開始しましたら、是非ご利用いただき、お気づきの点がありましたら、ご意見をお寄せください。

【参考】亀山市地域公共交通会議

道路運送法の規定に基づき、市民の代表や交通事業者等で構成される亀山市地域公共交通会議が設置され、平成19年3月から、市内における需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送について、市内バス路線の再編や具体的な事業計画等の協議を行っています。

詳しくは、亀山市地域公共交通会議ホームページ

(<http://www.city.kameyama.mie.jp/guide/kotukaigi.html>) をご覧ください。

【参考】地域生活交通の再編方針（抜粋）

《計画目的》

既存バス等の利用実績、地域の実情等を踏まえながら、新市の地域生活交通の再編を図り、効率的で効果的な公共輸送事業の仕組みづくりを通じて、移動困難者の日常生活における最低限度の移動性を維持・確保することを目的とします。

〔東部地域〕

- 井田川地区は、井田川駅にほど近く、鈴鹿市への広域幹線バス路線の沿線地域でもあることから、今後も民間公共交通の活用を図っていきます。特に、広域バス路線については、沿線に病院、大規模小売店舗等の立地があり、利便性も向上してきていますが、更に駅構内への乗入れ等もバス事業者に働きかけながら、必要に応じて路線維持を支援していきます。
- 川崎地区は、市内高校への域内通学を除けば、移動需要は少ないため、他地域と連携させながら、昼間帯を中心とした輸送形態を図っていきます。なお、当地区は、井田川駅の利用圏域でもありますが、現行の市民移動に配慮し、市中心部地域との交通アクセスを図っていきます。

〔南部地域〕

- 亀山駅の利用圏域にあっても、遠距離移動や高低差のある地形等から不便な地区が存在することから、必要な範囲内において市中心部地域への交通アクセスを確保していきます。
- 東西に広く集落が分布する昼生地区については、JR下庄駅が集落群から離れた丘陵部に位置するとともに、公共交通機関によるアクセス手段もないことから、下庄駅との結節を図っていきます。
- 当地域のバス利用は、現行の津市との広域機能を除けば、概ね高齢者や主婦層の通院・買物目的であり移動需要も少ないことから、他地域と連携させながら、昼間帯を中心とした輸送形態を図っていきます。なお、当地域は、県道亀山白山線沿線と県道亀山安濃線沿線に大別されますが、地域全体のバス等の需要量やJR紀勢本線との関係等から、双方間に一体性を持たせた交通形態として形成していきます。

（再編条件）

概ね次の条件を満たす再編とします。

- (1) 移動困難者の交通利便性の確保を主たる目的とした輸送事業とする。
- (2) 鉄道、営業バス路線等の民間輸送事業を優先する。
- (3) 小学校区単位で見た場合、何らかの輸送手段が整っている。
- (4) 利用実績が低調な既存輸送事業はゼロベースで見直す。
- (5) 立地条件等地域の実情を考慮する。
- (6) 需要量に応じたサービス内容とする。
- (7) 主に市中心部地域を目的地とした輸送事業とする。
- (8) サービス水準に応じた利用者負担とする。
- (9) 関係機関等との協議が整う見込みがあるものとする。